

平成31年度税制改正大綱～資産税～

平成31年税制改正大綱が、公表されました。その改正内容のうち、資産税の改正の概要についてお知らせいたします。

<資産課税>

1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

●既存の事業用小規模宅地特例との選択適用を前提に、10年間の時限措置として、新たな納税猶予制度を創設する。

●法人の事業承継税制と同様、承継計画を作成して確認を受ける仕組みとし、承継後は事業・資産保有の継続を定期的に確認。

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要 認定相続人が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注1) 上記の「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

(注2) 上記の「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ。）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る。）、建物（床面積800㎡までの部分に限る。）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

(注3) 上記の「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

② 猶予税額の計算 猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とする。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除 次の場合には、猶予税額の全額を免除する。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合

(ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合

(二) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除 次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除する。

(イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合

(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合

(ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とする。なお、上記イ（ハ）又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しない。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付する。

⑥ その他

イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。

ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、当該認定相続人が当該会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続する。

ニ 被相続人に債務がある場合には特定事業用資産の価額から当該債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講ずる。

ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができない。

ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか所要の措置を講ずる。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

① 認定受贈者（18歳（平成34年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。）が、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。

② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上で

ある場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。

④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く。）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算する。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

2 特定事業用宅地等に係る小規模他宅地等についての相続税の課税価格計算の特例の見直し

●相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外する。

●ただし、上記の場合であっても、当該土地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とする。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。）を除外する。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

3 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

●平成33年3月31日まで、2年延長する。

●贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

●23歳以上の者の教育資金の範囲について、・学校等に支払われる費用、・学校等に関連する費用（留学渡航費等）・学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限ることとする。

●30歳到達時の残高に対する贈与税の課税について、一定の場合には贈与税を課税しないこととする。

●贈与者死亡時の残高について、一定の場合には、相続財産に加算することとする。

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

(2) 教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

(注) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

(3) 信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）において、受贈者が当該贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

① 当該受贈者が23歳未満である場合

② 当該受贈者が学校等に在学している場合

③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいう。

(注2) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとする。

(4) 教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。

(注) 上記の改正は、平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用する。

(5) その他所要の措置を講ずる。

4 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し

●平成33年3月31日まで、2年延長する。

●贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととする。

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

(1) 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととする。

(2) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

5 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の措置を講ずる（特例制度についても同様とする。）。

① 贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

② 一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当し

た日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。

- ③ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類を不要とする等、手続の簡素化を行う。

(注) 上記①の改正は、平成34年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

6 民法における成年年齢引下げを踏まえた税制上の措置

(1) 成年年齢の引下げ

相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる。

(2) 税制上の措置

次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。

- ① 相続時精算課税制度
- ② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- ③ 相続時精算課税適用者の特例
- ④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度(特例制度についても同様とする。)

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

7 民法(相続関係)の改正に伴う税制上の措置

民法(相続関係)の改正に伴い、次の措置を講ずる。

(1) 配偶者居住権等の評価

相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとする。

イ 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ロ 配偶者居住権が設定された建物(以下「居住建物」という。)の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合

配偶者の平均余命年数

(ロ) (イ)以外の場合

遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とする。)

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数」は、零とする。

(2) 物納劣後財産

物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加える。

(3) 配偶者居住権設定の登記

配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税を課税する。

(4) 特別寄与料に係る課税

特別寄与料に係る課税について、次のとおりとする。

- ① 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。
- ② 上記①の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。
- ③ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。
- ④ 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記①の事由を加える。

(5) その他の措置

- ① 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずる(所得税についても同様とする。)
- ② その他所要の措置を講ずる。

8 相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等の添付不要化

●納税者の負担軽減を図る観点から、他の添付書類や行政機関の情報連携等で記載事項の確認が行えるものについては、住民票の写し等の書類の添付を不要とする。次に掲げる書類について、住民票の写しの添付を要しないこととする。

- ① 相続時精算課税選択届出書
- ② 障害者非課税信託申告書

(注) 上記①の改正は、平成32年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

9 登録免許税の軽減措置の延長

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。